

序章 概 要

序章 概要

第1節 調査研究の目的

発達障害者については、平成17年4月から発達障害者支援法が施行され、就労に関する支援が行われるよう必要な措置を講じることが国及び地方公共団体の責務とされる（第3条第2項）とともに、国は発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行う（第24条）とされた。

このため本調査研究では、発達障害のある人について、発達障害者支援センター等の関係機関と連携した職業訓練受講ルートの確立及び障害に対応した職業訓練指導の在り方に関して調査研究を行い、今後、発達障害のある人の就職促進に効果的な職業訓練が実施できるように訓練施設へ情報媒体としての「発達障害のある人の職業訓練ハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を提供することを目的とする。

第2節 研究結果の概要

2-1 「発達障害者に対する効果的な職業訓練事例集」の作成

社会的に十分な理解を得ていない発達障害のある人への支援を考えるには、以下について明確にする必要がある。

- ・ 医学的見地からの発達障害の理解
- ・ 就労支援において配慮すべきこと
- ・ 現状で行われている発達障害のある人への職業訓練
- ・ 必要な関係機関との連携

調査研究の初年度の平成18年度は、これらについて次に示す段階を踏み「発達障害者に対する効果的な職業訓練事例集」（以下「事例集」という。）の作成を実施した。

（1）発達障害に係る専門家等で構成する研究会を開催

12名の構成メンバーからなる「発達障害者に対する効果的な職業訓練の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、各専門分野における情報の提供を受け、具体的に調査すべき情報の洗い出しを行い、調査先の選定、調査の実施を経て、これらの情報を基に執筆を分担した。

（2）発達障害者に対する効果的な職業訓練の在り方に関するヒアリング調査

研究会の決定を受け、障害者職業能力開発校で訓練を受けた人や発達障害を持ち就労している人等（61名）を対象にヒアリングを実施し、具体的な事例を収集した。

（３）「発達障害者に対する効果的な職業訓練事例集」の作成

各専門家の知識を基にした内容、ヒアリング調査結果からの事例紹介などを基に執筆いただき、先に示した４項目を中心として事例集を作成した。

２－２「発達障害のある人の職業訓練ハンドブック」の作成

平成１９年度は、前年度の研究を基に、不足している情報を収集し、発達障害のある人への職業訓練を新規に実施していく施設に対して、手がかりとなるハンドブックの作成を実施した。

（１）発達障害に係る専門家等で構成する研究会を開催

前年度に引き続き研究会を開催し、ハンドブック内容を充実するための情報提供を受け、さらに不足している情報の洗い出しを行い、調査先の選定・調査実施後これらの情報を基に執筆を分担した。

（２）ハンドブック内容の充実のためのヒアリング調査

平成１９年１０月から先行して発達障害のある人への職業訓練を開始した職業能力開発施設２校、既に訓練を行っている障害者職業能力開発施設２校、文部科学省系大学、養護学校２校、発達障害のある人を雇用している企業２社、発達障害のある人２名に対してヒアリングを実施し、情報収集を行った。

（３）ハンドブックの作成

収集した情報からハンドブックの骨子を固め、各専門家の知識を基に執筆分担を行い作成した。

第３節 まとめ

ハンドブック完成に至るまで様々な施設、企業、障害者本人へのヒアリングを実施し、発達障害について次のような課題が見えてきた。

- ① 障害の特性が幅広く、特定の診断名での断定が専門家（精神科医）でも難しい。
- ② 診断名からの障害の特性が人によって違い過ぎるため、マニュアル化が困難である。
- ③ 障害の特性に対しての対応は、それぞれの障害のある人で個別に決めていかなければならないため、全て個別指導となる。
- ④ 一見しただけでは障害を持っていることが分からないため、初期段階での対応が非常に重要となる。
- ⑤ 繰り返しの対応が必要なため、忍耐と根気が要求される。

以上は、ほんの一部を述べただけで、実際に発達障害のある人への支援の際には、それを担当する人の人間性、指導の姿勢が全てを決定してしまうため、物理的な支援体制よりも、人的な体制の整備が他の障害のある人への支援よりも重要であると同時に難しい。

よって、これらを十分に理解した上で、取り組む必要があり、発達障害のある人への単なる職業訓練機会の提供だけではなく、社会への参加、復帰を支援することを念頭に取り組むことが大切である。